

「高松市公文書等の管理に関する条例（仮称・案）の骨子」のパブリックコメント実施結果

本市では、平成25年1月25日から2月8日までの期間、「高松市公文書等の管理に関する条例（仮称・案）の骨子」についてのパブリックコメントを実施しました。いただいた御意見の要旨およびそれに対する本市の考え方を以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

1. 意見総数 2件（1人）
2. いただいた御意見の要旨およびそれに対する本市の考え方

番号	御意見（要旨）	市の考え方
1	<p>P 3 第2 行政文書の管理 4 整理</p> <p>30年の長期間保存する必要はないと思われる。</p> <p>表現を分かり易く、期間を短く明確にすべきである。</p>	<p>現行の文書規程（文書の取扱いに関して必要な事項を定めたもの）では、文書の最長保存期間が「永年」となっているものを、原則「30年」とするものです。これは、文書の利用を制限する期間は原則30年を超えないこととする、国際的な慣行に基づくもので、文書の機密性等を考慮しながら、できるだけ早期に公開しようとするもので、国や他の地方公共団体でも同様の取扱いとしています。</p> <p>なお、文書の保存期間は、その文書の証拠価値、内容の効力、重要性等を考慮して設定する必要があり、条例では、最長の30年のみを定め、今後、各実施機関が作成する行政文書管理規程（行政文書の管理に関する事項をより具体的に定めているもの）において、最長の30年のほかに10年、5年、1年といった保存期間について規定し、公表する予定です。</p> <p>また、本項目は行政文書の整理について、分類、名称付与、保存期間の設定のほか簿冊としてまとめることなど多くのことを規定しているため、複雑になっていますが、法の規定を参考にできるだけ分かり易く表記したものですので、御理解願います。</p>
2	<p>P 1 4 第4 公文書等管理審議会 2 8 審議会の組織等</p> <p>(1) 委員はもう少し少人数でよい。 例えば3人程度</p> <p>(3) 委員の任期は5年とする。 (継続性を考慮して)</p>	<p>公文書等管理審議会の組織については、行政不服審査法に基づく異議申立ての審査を行うことから、同様の業務を所掌する高松市情報公開審査会（以下「審査会」という。）と整合を図ることとしています。</p> <p>審査会では委員数は「5人以内」としていますが、公文書等管理審議会では、歴史資料として重要な公文書等についての知見も求められることから、歴史資料についての専門的知識を有する人を委員に加え、「7人以内」とするものです。</p> <p>また、任期については、審査会と同じ2年とするものの、再任を可とすることにより、継続性を確保するものです。</p>